

福祉生活病院常任委員会資料

(平成24年5月21日)

【 件 名 】

- 1 福祉のまちづくり推進サポーター制度の創設について
(福祉保健課) …… 1
- 2 ファザーリング全国フォーラムinとっどりの開催について
(子育て応援課) …… 2
- 3 「とっどり婚活応援団！発足式」の開催について
(子育て応援課) …… 3
- 4 平成24年度の熱中症対策について
(健康政策課) ……別紙
- 5 次期「保健医療計画」、「健康づくり文化創造プラン」、「がん対策推進計画」の策定について
(健康政策課、医療政策課) …… 4
- 6 福島県からの避難者等に対する内部被ばく検査の実施について
(医療政策課) ……10

福祉保健部

福祉のまちづくり推進サポーター制度の創設について

平成24年5月21日
福祉保健課

本年度から福祉のまちづくり推進サポーター制度を下記のとおり創設しましたので、報告します。

記

1 目的

車いす使用者等用駐車場の適正利用を図るハートフル駐車場利用証制度など福祉のまちづくりの推進について、県民と行政が連携して、より一層の普及啓発をはかることを目的とした制度。

2 制度概要

(1) サポーター認定までの流れ



(2) サポーターの活動内容

- ・ハートフル駐車場未協定施設への協力依頼
- ・ハートフル駐車場利用証制度について身近な方への周知
- ・福祉のまちづくりに係る情報提供やご提案

3 期待される効果

- ・地域住民からの声が直接、施設に届くことで、ハートフル駐車場に協力する民間施設の増加が期待される。(県民と行政の協働・連携)
- ・福祉のまちづくりに関連した情報を提供していただき、その内容について、今後の取り組みに活用することができる。
(例：公共的施設におけるバリアフリーが必要と思われる整備内容等)

【参考】ハートフル駐車場利用証制度

県と協定を結んだ施設に専用駐車スペース（ハートフル駐車場）を設けてもらうとともに、身体等に障がいがある方や高齢者の方などで歩行が困難な方などに「ハートフル駐車場利用証」を交付し、それを掲示した車がハートフル駐車場を優先して利用できるようにする制度です。

〈平成24年3月31日現在〉

協定施設数	交付件数
408施設	3,523件

※協定締結事務手続き中も含む。



ファザーリング全国フォーラム in とつとりの開催について

平成24年5月21日

子育て応援課

父親の育児の現状理解と全国における取組の共有を目的に、全国の自治体職員、企業、学校等の関係者に向けた父親の育児、ワーク・ライフ・バランスに関するフォーラムと、親子で楽しみ学べるカーニバルを複合的に実施する「第2回ファザーリング全国フォーラム」の開催が決定したので、報告します。(第1回大会は、平成24年2月に滋賀県大津市で開催)

概要

- 1 主催：ファザーリング全国フォーラム in とつとり実行委員会
(発起人であるNPO法人ファザーリング・ジャパン、鳥取県、米子市、境港市等により構成)
- 2 期日：平成24年11月30日(金)、12月1日(土)、12月2日(日)
- 3 場所：米子コンベンションセンター 小ホール、国際会議室、各種会議室
- 4 規模：延べ3,000名 程度を想定
- 5 内容(予定)：基調フォーラム、メインシンポジウムの他に、10分科会程度を開催
<基調フォーラム、メインシンポジウムの概要>
 - 基調フォーラム「「子育て王国とつとり」ってすごいらしい!？」(仮称)
 - ・期日：11月30日(金)
 - ・内容：「子育て王国」を標ぼうする鳥取県の子育て環境は？今後の方向性は？
県内外の子育て支援に関する関係者によって、比較、分析、提言する。
 - ・登壇者：ファザーリング・ジャパン 安藤哲也代表理事
鳥取県子育て王国推進局長 他数名
 - メインシンポジウム「父親の育児、ワーク・ライフ・バランスによる地域の活性化」(仮称)
 - ・期日：12月1日(土)
 - ・内容：行政・企業・NPOそれぞれの立場から、父親の育児、ワーク・ライフ・バランスの推進により、どのように地域活性化するか議論、提言する。
 - ・登壇者：鳥取県知事(調整中)
NPO 法人フローレンス 駒崎弘樹 代表理事 他4名
 - メインシンポジウム「アジア育児サミット」(仮称)
 - ・期日：12月2日(日)
 - ・内容：日本と韓国の育児事情を比較し、アジアでのこれからの育児のあり方を考える。
 - ・登壇者：日本と韓国における子育て支援、ワーク・ライフ・バランス関係者 数名
(調整中)

※併せて、「ファザーリングカーニバル」として、ステージパフォーマンス、企業・団体による出展、B級グルメ屋台や物産展など、家族みんなで楽しめるイベントを開催する予定。

「とっとり婚活応援団！発足式」の開催について

平成24年5月21日
子育て応援課

1 概要

本年度、メール配信登録呼びかけなどを直接独身者へ声掛けをしていただく企業・団体による「とっとり婚活応援団」を発足する。

本事業への協力を県内生命保険会社等へ働きかけたところ、生命保険会社5社及び県商工会連合会青年部からご協力をいただくこととなった。

そこで、事業開始にあたり「とっとり婚活応援団！発足式」を開催する。

2 発足式

- (1) 日時 5月22日(火) 10時から
- (2) 場所 県庁 特別会議室
- (3) 出席者(登録企業等)
 - ・住友生命保険相互会社鳥取支社
 - ・朝日生命保険相互会社山陰支社
 - ・アクサ生命保険株式会社鳥取支社
 - ・富国生命保険相互会社鳥取支社
 - ・明治安田生命保険相互会社山陰支社
 - ・鳥取県商工会連合会青年部
- (4) 内容 知事からの登録証の交付

3 とっとり婚活応援団！の役割

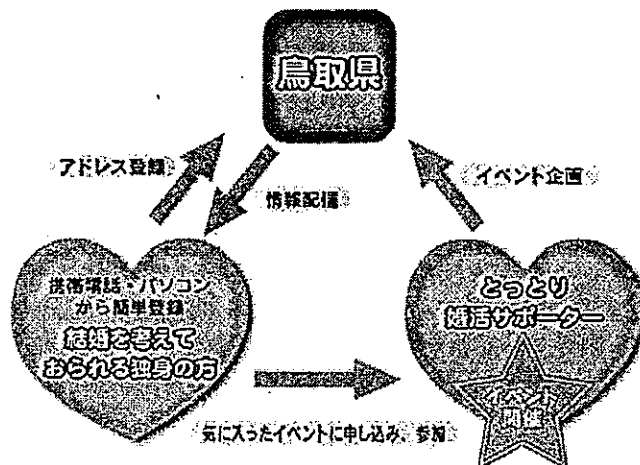
独身者に対し直接次のような呼びかけ等を行い出会いの機会を創出する。

- ・登録勧誘カードなどによる「とっとり婚活サポート事業」への登録呼びかけ
- ・婚活イベントへの参加呼びかけ など

4 参考

・「とっとり婚活サポート事業」とは

平成20年度から、事前にメールアドレスを登録された独身者に対し、各種団体が開催する婚活イベント情報を配信する事業を実施。



・ 県が配信する婚活イベントの実施状況等 (単位：団体、回、組、人)

区分	H20	H21	H22	H23
イベント実施団体数	8	15	24	31
イベント実施回数	14	44	52	114
イベント参加者数	404	1,311	1,529	3,090
カップル成立数	15	87	114	227
年度末現在の登録者数	317	598	963	1,004

※事業開始：平成20年10月 ※カップル成立数：主催者報告

※H23参加者の伸び：街コン開催（鳥コン580人、鹿コン108人）などによる

次期「保健医療計画」、「健康づくり文化創造プラン」、
「がん対策推進計画」の策定について

平成24年5月21日
福祉保健部健康医療局

平成20年度に県が策定した「保健医療計画」、「健康づくり文化創造プラン」、「がん対策推進計画」は、平成24年度までの5か年計画としていることから、本年度中に次期計画を策定する必要がある。県内の現状をもとに現計画に対する評価を行うとともに、国の動向等も注視しながら平成25年度から平成29年度までの次期5か年計画について検討を行う。

1 次期計画策定のポイント（※新規追加項目＝太字、対策強化項目＝下線）

(1) 保健医療計画

計画の目的	住民・患者の視点を尊重し、安心・安全で質の高い医療の効率的な提供体制の確立、医療機関の役割分担・連携により地域において適切な医療サービスが切れ目なく提供される体制を確立する
計画の柱	計画の対象（5疾病6事業） ◆がん対策◆脳卒中対策◆急性心筋梗塞対策◆糖尿病対策◆精神疾患対策◆小児医療（小児救急を含む）◆周産期医療◆救急医療◆災害医療◆へき地医療◆在宅医療
主な検討組織	鳥取県医療審議会、地域医療対策協議会 〈委員構成〉医師会、歯科医師会、薬剤師会、大学、精神障害者家族会連合会等

(2) 健康づくり文化創造プラン

計画の目的	県民一人ひとりが健康づくりの大切さを認識し、生活習慣病の予防や社会生活を営むために必要な機能維持・向上等により、健康寿命の延伸を目指す
計画の柱	◆栄養・食生活◆身体活動・運動◆こころの健康◆喫煙◆飲酒 ◆歯・口腔の健康◆糖尿病◆循環器疾患◆がん
主な検討組織	鳥取県健康づくり文化創造県民会議 〈委員構成〉医師会、大学、栄養士会、看護協会、保険者協議会、商工団体等

(3) がん対策推進計画

計画の目的	◆がんによる死亡率の減少(75歳未満年齢調整死亡率 20%減少)◆すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上◆がんになっても安心して暮らせる社会の構築
計画の柱	◆がん医療の推進◆医療機関の連携体制◆相談支援及び情報提供体制 ◆ <u>がん登録の推進</u> ◆ <u>がん予防</u> ◆ <u>がんの早期発見</u> ◆ <u>がんの研究</u> ◆ <u>小児がん</u> ◆ <u>がん教育・普及啓発</u> ◆ <u>がん患者の就労を含めた社会的な問題等</u>
主な検討組織	鳥取県がん対策推進県民会議、(新設)がん対策推進評価専門部会 〈委員構成〉医師会、がん拠点病院、大学、がん患者団体、商工団体、教育関係者等

2 主なスケジュール

平成24年5月 次期計画骨子案作成
 5月 }
 { 各種検討会議（並行して、市町村や各種関係団体等と意見交換を実施）
 10月 }
 11月 計画素案作成
 平成25年1月 }
 { パブリックコメントの実施
 2月 } ※検討会議において、最終案を協議
 3月 次期計画の策定
 4月 計画の施行

次期「鳥取県保健医療計画」骨子(案)

項 目	記載を予定する主な内容	
1 計画に関する基本的事項		
計画策定の趣旨、基本方針、計画の位置づけ、医療計画の期間(平成25年4月1日～平成30年3月31日)、計画の推進体制、計画の点検及び見直し		
2 鳥取県の現状		
人口、人口動態、予防・保健に関する状況、受療の動向		
3 疾病別・課題別医療提供体制の構築		
(1) 疾病又は事業別対策(5疾病6事業)		
5 疾病	がん対策	専門的ながん医療、標準的ながん医療、在宅療養支援 ・鳥取県がん対策推進計画との整合性を図る
	脳卒中対策	急性期の医療、回復期・維持期の医療
	急性心筋梗塞対策	心筋梗塞対策の医療提供体制の充実、病院外等での救護
	糖尿病対策	糖尿病対策の医療提供体制の充実
	精神疾患対策	発症から診断、治療、地域生活・社会復帰までの支援体制(精神科救急の対応、精神障がい者の地域生活への移行、うつ病対策、認知症対策)
6 事業	小児医療(小児救急を含む)	小児救急医療に従事する医師の負担軽減、小児医療体制の充実
	周産期医療	妊娠・出産に関する普及啓発、妊婦への指導強化、周産期医療体制の充実、療養・療育支援
	救急医療	救急医療体制、病院前救護体制、精神科救急
	災害医療	災害拠点病院、広域搬送、DMAT・救護班等の派遣、災害医療情報システム
	へき地医療	へき地医療に従事する医師の確保、へき地医療提供体制の確保、へき地医療提供体制の充実
	在宅医療	地域の医療体制の確保の状況、その連携状況及び患者急変時等の支援体制、医療従事者の確保、終末期医療
(2) 医療従事者の確保と資質の向上		
今後の医療提供に必要な医師、看護師等、医療従事者の確保及び資質の向上		
(3) 課題別対策		
医療安全対策	医療安全対策の推進及び医療相談体制の強化、院内感染対策等	
結核・感染症対策	予防接種の推進、エイズ・性感染症対策の推進、結核対策の充実、特定感染症対策の強化 等 ・関連施策：県感染症予防計画	
臓器等移植対策	脳死による臓器移植、腎移植、造血幹細胞移植、角膜移植 等	
難病対策	適切な療養の確保、地域の医療機関等との連携	
歯科保健医療対策	歯科医療体制、歯科保健対策 ・関連施策(歯科保健対策)：健康づくり文化創造プラン	
血液の確保・適正使用対策	献血者確保、適正使用	
医薬品等の適正利用	監視・指導、情報提供・収集、医薬分業の推進	
医療に関する情報化	医療機関の情報提供、県における医療に関する情報化の推進、医療機関における情報化の推進	
医療機関の役割分担と連携	公的医療機関の役割、医療提供施設相互間の機能分担及び業務連携等(地域医療支援病院、かかりつけ医、病病連携、病診連携)	

項 目	記載を予定する主な内容
4 基準病床数	
保健医療圏の設定、 基準病床数	
5 地域保健医療計画	各保健医療圏ごとに作成 ・東部保健医療圏地域保健医療計画 ・中部保健医療圏地域保健医療計画 ・西部保健医療圏地域保健医療計画
(1) ○○保健医療圏の現状	
人口、人口動態、予防・保健に関する状況、受療の動向	
(2) 疾病別・課題別医療提供体制の構築	
① 疾病又は事業別対策(5疾病6事業対策)	がん対策、脳卒中对策、急性心筋梗塞対策、糖尿病対策、精神疾患対策、小児医療(小児救急を含む)、 周産期医療、救急医療、災害医療、へき地医療、在宅医療
② 課題別対策	健康づくり、結核・感染症対策、難病対策、歯科保健医療対策、医療機関の役割分担と連携

次期鳥取県健康づくり文化創造プランの骨子案

平成24年5月21日
健康医療局健康政策課

<目的>健康寿命の延伸

生活習慣病の予防や社会生活を営むために必要な機能維持・向上等により、日常生活に制限のない期間の延伸を目指す。

大項目	施策の柱
I 一次予防対策	<p>日常生活における食習慣の改善や運動習慣の定着等による一次予防を強化するとともに、社会生活を営むために必要な心身機能の維持・向上を図る。(子どもの頃からの健康づくり、働く世代のこころの健康対策、高齢期における日常生活の自立 など)</p> <p>①栄養・食生活 栄養・食生活は生活習慣病予防のほか、社会生活機能の維持向上・生活の質の向上の観点から重要。食に対する正しい知識を身につけると同時に、健全な食習慣の定着を目指す。</p> <p>②身体活動・運動 身体活動・運動が生活習慣病の予防に繋がるという意識を高め、運動習慣の定着・運動力の増加を図るとともに、県民が日常的に運動に取り組みやすい環境を整備する。</p> <p>③こころの健康 休養や睡眠は生活の質を左右する重要な要素である。日常的に量的・質的に十分な睡眠をとり、余暇などで体や心を養うことの重要性を啓発するとともに、心の悩みを相談しやすい環境づくりを進める。</p> <p>④喫煙 喫煙はがんや循環器疾患、糖尿病などの危険因子であるが、予防可能な危険因子でもある。受動喫煙防止対策や禁煙希望者に対する支援を行うほか、次世代への教育など、喫煙防止の普及啓発を図る。</p> <p>⑤飲酒 アルコールは生活習慣病をはじめとする様々な身体疾患やうつ病、自殺などの健康障害の要因でもある。未成年者や妊婦の飲酒を防止するとともに、飲酒の有害性に関する正しい知識の普及を図る。</p> <p>⑥歯・口腔の健康 健全な口腔機能を生涯にわたり維持することができるよう、疾病予防の観点から歯周病予防及びびう蝕予防に着目するとともに、口腔機能の維持・向上を図り、8020運動の更なる推進に取り組む。</p>
II 生活習慣病対策 (重症化予防)	<p>医療連携体制の強化や保健指導の質の向上により、増加傾向にある糖尿病などの生活習慣病を予防し、早期に病気のサインを発見し、適切な治療を行うことで、合併症や症状進展などの重症化を予防する。</p> <p>⑦糖尿病 年々増加傾向にある糖尿病患者の重症化を防ぐため、特定健診等による早期発見、早期治療を行い、合併症を予防するとともに、かかりつけ医と専門医の連携を強化するなど早期に適切な治療が受けられる環境を整備する。</p> <p>⑧循環器病 高血圧や高脂血症、脳血管疾患などの循環器病を防ぐため、日々の生活習慣の改善や特定健診等による早期発見、早期治療を行い、重症化を予防する。</p> <p>⑨がん がん検診の受診率を向上し、早期発見による重症化を防ぐとともに、予防・診断・治療等を総合的に推進し、年齢調整死亡率の減少を図る。がん対策の詳細は、がん対策推進計画で整備する。</p>
III 社会環境の整備	<p>県民の健康づくりを推進するためには、地域全体で健康づくりを実践していくという機運を醸成し、相互に支え合いながら健康を守る環境づくりが必要。 ○健康づくりの時間的ゆとりのない者への対策 ○健康づくりに無関心な者への対策 など</p>

次期「鳥取県がん対策推進計画」(骨子案)

平成 24年 5月 21日
健康医療局健康政策課

第1 鳥取県がん対策推進計画の概要

計画策定の背景・趣旨、計画の期間(平成 25年 4月 1日～平成 30年 3月 31日)、計画の体系図

第2 鳥取県におけるがんに関する現状

- 1 死亡の状況(死亡者数(死因別、がんの種類別)、年齢階層別死因数、75歳未満がん年齢調整死亡率)
- 2 罹患の状況(罹患割合の性別・全国比較、部位別がん罹患の年次推移(男女)、年齢調整罹患率の年次推移(男女)、地域別年齢調整罹患率(全部位)、地域別標準化死亡比の比較)
- 3 受療状況(部位別・受診動機別集計、部位別・治療方法別患者割合、がん受療率)
- 4 市町村がん検診の状況(部位別がん検診受診率の年次推移、部位別がん検診精密検査受診率の年次推移)

第3 全体目標と基本方針

[全体目標]

- 1 がんによる死亡者の減少(75歳未満年齢調整死亡率の20%減少)

【目標値】計画策定時(平成 19年)を基準とし、10年間(平成 29年度)でがんの75歳年齢調整死亡率を20%減少させる。

- 2 すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上
- 3 がんになっても安心して暮らせる社会の構築

[基本方針]

- (1) 県民1人ひとり→生活習慣の改善やがん検診の受診に努め、がん予防取組みの促進

○禁煙、食生活、運動に重点をおいた生活習慣の改善によるがん予防の推進

○がん検診の受けやすい体制の整備と普及啓発の強化

- (2) がん患者やその家族の方の視点に立ったがん対策の推進

○がんと診断された時からの緩和ケアの実施

○がん拠点病院等を中心とした在宅医療との連携体制づくりの推進

○がんに対する相談支援体制や情報提供体制

- (3) 県内どこでも、質の高いがん医療が受けられる体制づくり

○県がん診療連携拠点病院である鳥取大学医学部附属病院が中心となり、地域がん診療連携病院と連携し、質の高いがん医療が提供できるよう、専門的知識を有する医療従事者の育成・確保を行う

○地域がん拠点病院は、地域のがん医療を行う他の医療機関に対し、診療支援や研修を通じた連携を推進させる。

第4 分野別施策及びその目標値

1 がん医療の推進

- (1) 放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とこれらを専門的に行う医師従事者の育成

○専門医療従事者の偏在の解消と人材育成の促進

○医療従事者間の連携と補完を重視した多職種でのチーム医療を推進

○他県の医療機関との高度専門分野における連携の推進

- (2) がんと診断された時からの緩和ケアの実施

○緩和ケアの技術・知識を習得した医師、緩和ケアチームを設置する医療機関の増加

○県民に対する緩和ケアの普及啓発の推進

○緩和ケア病棟の整備

○リンパ誘導マッサージ(リンパドレナージュ)の治療体制の充実

- (3) 住み慣れた家庭や地域で療養できる在宅医療の推進

○がん患者の希望を踏まえ、住み慣れた家庭での療養を選択できるように在宅医療・介護サービス提供体制を促進

○地域がん拠点病院を中心として、外来による放射線治療療法及び化学療法の実施体制の整備の促進

2 医療機関の連携体制づくり

- がん拠点病院間のネットワーク構築の推進及びがん拠点病院の機能充実
- がん診療連携拠点病院及びそれに準じる病院における5大がん(肺がん、胃がん、大腸がん、肝がん、乳がん)に係る地域診療クリティカルパスの利用促進を図る
- がん患者やその家族にわかりやすい医療に関する情報提供の推進

3 がん医療に関する相談支援及び情報提供体制の充実

- がん拠点病院に設置されたがん相談支援室の充実
- がん相談支援室に国立がん研究センターが実施する研修を終了した相談員を配置
- がん拠点病院における診療実績、専門的にがん診療を行う医師及び臨床試験の実施状況に関する情報提供体制の充実
- がん拠点病院等におけるがん患者サロンの支援

4 がん登録の推進

- 地域がん登録を実施する医療機関の拡大
- がん拠点病院以外でがん治療を実施する主な医療機関の院内がん登録の拡大
- がん登録の実務者等の研修受講の推進
- 鳥取県院内がん登録情報センターにおいて、県内で実施されるがん治療の実態把握及び傾向分析を実施し、医療機関へのフィードバック及びホームページ公開等を実施

5 がんの予防の推進

- 受動喫煙防止対策や禁煙希望者に対する支援、若年層への喫煙防止の普及啓発などの禁煙対策の推進
- 食に関する正しい知識の普及啓発の推進
- 運動する習慣づくりの必要性の普及及び家庭、地域、職場における運動実践の推進

6 がんの早期発見

- 県民に対するがん検診の必要性などの啓発活動の推進
- 受けやすいがん検診の体制づくりの推進
- 職場におけるがん検診の推進

7 がん研究の推進

- がん一次予防に関する研究の推進
- がんの早期発見推進のための各種がん検診精度評価に関する研究の推進

8 小児がん

- 小児がんについては、国が整備を進める小児がん拠点病院(仮称)と県内がん拠点病院が連携を図ることにより、小児がん患者に対する適切な医療の提供を推進
- 小児がん治療を行う医療機関が遠隔地であっても、安心して治療できるよう支援

9 がんの教育・普及啓発

- 企業が従業員等に、学校が生徒等に対し行う、がん予防やがんの早期発見等のがん教育を推進

10 がん患者の就労を含めた社会的な問題

- 従業員ががん患者となった場合に、従業員の就労について、がんの罹患を理由に不当な扱いをしないよう呼びかけの実施
- 高額な治療費が必要となるがん先進医療費に係る経済的支援の実施

第5 計画の推進体制

- 1 県民に期待される役割
- 2 医療機関に期待される役割
 - (1)県がん拠点病院
 - (2)地域がん拠点病院
 - (3)がん診療を行う病院や診療所
 - (4)検診機関に期待される役割
 - (5)事業所、医療保険者等に期待される役割
- 3 検診機関に期待される役割
- 4 事業者、医療保険者等に期待される役割
- 5 行政の役割(県、市町村)

福島県からの避難者等に対する内部被ばく検査の実施について

平成24年5月21日
医療政策課

福島県から鳥取県に避難してこられた方などの希望者に対して、ホールボディカウンタによる内部被ばく検査を実施し、東京電力福島第一原子力発電所事故で環境に放出された放射性セシウムなど体内にある放射性物質量を測定します。

記

1 対象者

福島県からの避難者及び福島第1原子力発電所の事故以降、避難区域等に立ち入ったことがあるなど特別の事情がある方のうち検査を希望する方。

ただし、身長120センチメートルまたは体重20キログラムのいずれかの数値が下回る人については、測定機器の性能上の限界等により測定ができないため、行動を共にされた保護者の検査結果を参考にしていただくことになります。

なお、今後、上記の身長または体重を満たさない子どもの検査について、上記検査方法に代わる手段を検討します。

2 申込み状況

18世帯35人（当面の申込期限である5月15日現在）

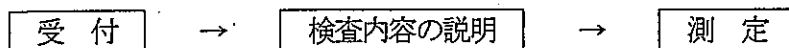
上記期限を過ぎても検査日以前であれば可能な限り検査を受けられるよう調整します。このため上記の人数等は変動します。

3 検査費用 無料

4 検査日時・場所

区分	実施場所	実施日	実施時間
中部	中部総合事務所福祉保健局 (倉吉市東巖城町2)	5月25日(金)	<5月25日(金)> 午後1時～午後5時
		26日(土)	
西部	西部総合事務所福祉保健局 (米子市東福原一丁目1-45)	6月1日(金)	<その他の日> 午前9時～正午 午後1時～午後5時
		2日(土)	
東部	東部総合事務所福祉保健局 (鳥取市江津730)	6月8日(金)	
		9日(土)	
		10日(日)	

5 検査の流れ



○測定は、椅子に約5分間座ったままとなります。

6 検査結果の通知

検査結果については、検査当日に簡単に説明しますが、正式結果は後日郵送にてお知らせします。

福祉のまちづくり推進サポーター制度

平成24年度から

福祉のまちづくり推進サポーターとは？

車いす利用者等用駐車場の適正利用を図るハートフル駐車場利用証制度など福祉のまちづくりの推進について、県民と行政が連携して、より一層の普及啓発を図ることを目的とした制度です。

※サポーターになるためには、申請書の提出及び研修の受講が必要です。(裏面参照)



サポーターとなることができる方

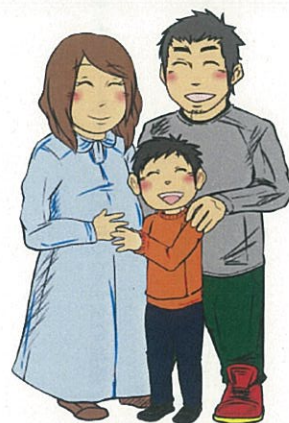
県内で活動できる方であれば、どなたでもサポーターになることができます。

サポーターの活動内容

サポーターとしての活動には、以下の2種類があります。

- ①ハートフル駐車場利用証制度普及の支援活動
ハートフル駐車場を設けていない施設への協力依頼や身近な方への制度の周知などを行います。
- ②福祉のまちづくりについての情報提供
福祉のまちづくりに関係することで、気づいた点などをご提案いただきます。

※サポーターは、年に1度、その活動状況について、県に報告していただきます。



ハートフル駐車場利用証制度とは？

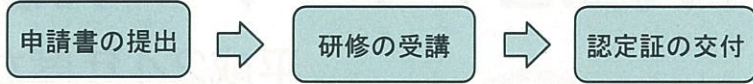
県と協定を結んだ施設に専用駐車スペース(ハートフル駐車場)を設けてもらうとともに、身体等に障がいがある方や高齢者の方などで歩行が困難な方などに「ハートフル駐車場利用証」を交付し、それを掲示した車がハートフル駐車場を優先して利用できるようにする制度です。



サポーターになるためには

サポーターになるためには以下のとおり申請書(ページ下)の提出及び研修会の受講が必要となります。

〈認定までの流れ〉



〈認定証〉

A6サイズ(ラミネート)



サポーターの募集(申込みのご案内)

県では、サポーターを募集しています。
なお、申込み期限及び研修会の実施予定期間は以下のとおりです。

募集期間		研修会実施時期(予定)	
第1回	～H 24.6.30	第1回	7月中旬
第2回	H24.7.1～H 24.8.31	第2回	9月上旬
第3回	H24.9.1～H 25.3.31	第3回	4月中旬

※研修会実施日時等については、申込みいただいた方に対して改めてご連絡させていただきます。



お問い合わせ先・申請先

鳥取県福祉保健部福祉保健課総括・人財担当
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地
電話 0857-26-7142 FAX 0857-26-8116
電子メール fukushihoken@pref.tottori.jp

鳥取 福祉保健課 検索

クリック

〈きりとり線〉

様式第1号(登録申請書)

福祉のまちづくり推進サポーター登録申請書

次の取り組みを行うので、下記事項に同意の上、福祉のまちづくり推進サポーターの登録を申請します。

〈活動の内容〉

- (1) ハートフル駐車場利用証制度未協定施設への協力依頼
- (2) 身近な方へのハートフル駐車場利用証制度の周知
- (3) 福祉のまちづくりに関する情報提供

〈登録者の責務〉

- (1) 登録者がサポーターとして活動する際には、政治活動及び宗教活動及びこれらに類する活動を行ってはならないものとする。
- (2) 登録者がサポーターとして活動する際には、営利を目的としない活動に限定する。
- (3) 登録者がサポーターとして活動する際には、社会的な信用を損なうおそれのある行為を行ってはならないものとする。

〈申請者情報〉

〒	
ご住所	
お名前	ふりがな
電話番号	
ファックス番号	
電子メールアドレス	

〈情報のホームページ公開〉

本申請書の記載事項のうち、氏名、住所(市町村名、字・町名)について、ホームページに公開することも可能です。ご希望がありましたら、「○」をしてください。

- 【 】 氏名、住所(市町村名、字・町名)のホームページ公開に同意します。
- 【 】 氏名、住所(市町村名)のホームページ公開に同意します。

その場所を必要としている人がいます。

車いす使用者等用駐車場の適正利用にご協力をお願いします。

ハートフル駐車場利用証制度

ハートフル駐車場利用証制度とは？

県と協定を結んだ施設に専用駐車スペース（ハートフル駐車場）を設けてもらうとともに、身体等に障がいのある方や高齢の方などで歩行が困難な方、あるいはけがや出産前後で一時的に歩行が困難な方などに「ハートフル駐車場利用証」を交付し、それを掲示した車がハートフル駐車場を優先して利用できるようにする制度です。



この制度を利用できる方で、「ハートフル駐車場利用証」の交付を希望される方は、申請に必要な書類等（裏面参照）を必ずご用意の上、各窓口で申請してください。



駐車する時に車内のルームミラーに掲示



利用できる方と有効期間

利用 できる 方	有 効 期 間	
①身体障がい、知的障がい、精神障がいにより歩行が困難な方、あるいは発達障がい等により歩行に介助者の特別な注意等が必要な方	5年（5年おきに更新）	
②要介護、要支援認定を受けた高齢者又は難病患者等で歩行が困難な方		
③一時的に歩行が困難な方	けがをされている方	車いす・杖などの使用期間
	妊産婦の方等	妊娠7ヶ月～産後1年半

- 上記については、交付基準が定められています。
詳しくは裏面のお問合せ先（県福祉保健課）におたずねください。

利用できる駐車場

公共施設、ショッピングセンターやホテルなど、県と協定を結んだ施設の駐車場で利用できます。施設名は、利用証の交付窓口や県のホームページでお知らせしています。利用できる駐車場には「ハートフル駐車場」の表示がされています。



☆島根県「思いやり駐車場」、岡山県「ほっとパーキングおかやま駐車場」など他県との相互利用を進めています。相互利用の状況について、詳しくはHPをご覧ください。か、県福祉保健課へお問い合わせください。

利用証交付の申請については、下記窓口において受付しています。

交付窓口

	交付窓口	連絡先	交付窓口	連絡先
県	福祉保健部福祉保健課	0857-26-7142	東部総合事務所福祉保健局 (鳥取市江津730) ※中央病院隣	0857-22-5163
	中部総合事務所福祉保健局	0858-23-3122	西部総合事務所福祉保健局 (米子市東福原1-45) ※西部総合事務所から2km東	0859-31-9315
	日野総合事務所福祉保健局	0859-72-2032		

		交付窓口					
		東 部	中 部	西 部			
協力市町村	鳥取市	駅南庁舎生活福祉課	倉吉市	福祉課	米子市	障がい者支援課	
		各総合支所市民福祉課		支所管理課(関金支所)		長寿社会課	
		国府町総合支所	福部町総合支所	三朝町健康福祉課		健康対策課(ふれあいの里)	
		河原町総合支所	用瀬町総合支所	湯梨浜町健康福祉課		市民生活課(淀江支所)	
		佐治町総合支所	気高町総合支所	琴浦町		健康福祉課(琴浦町保健センター)	境港市福祉課
		鹿野町総合支所	青谷町総合支所			分庁総合窓口係	南部町健康福祉課(健康管理センター「すこやか」内)
	八頭町	岩美町福祉課(岩美すこやかセンター内)	北栄町	健康福祉課	伯耆町総合福祉課福祉支援室		
		郡家保健センター		北条健康福祉センター	日吉津村福祉保健課		
		船岡保健センター			大山町福祉介護課(保健福祉センターなわ内)		
	若桜町	八東保健センター			日南町福祉保健課(日南町健康福祉センター)		
		若桜町町民福祉課			日野町健康福祉課		
	智頭町福祉課				江府町福祉保健課(江府町総合健康福祉センター)		

- ※ 受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日を除く。）の9:00から17:00まで
- ※ 原則即日交付
- ※ 手数料は無料ですが、確認書類の取得に係る経費は、自己負担となります。

申請に必要なもの

- ① 申請書（申請書は、各交付窓口を設置しているほか、県のホームページからダウンロードできます。）
- ② 確認書類（交付窓口で必ず提示してください。）

- ・身体障がいのある方・・・身体障害者手帳
- ・知的障がいのある方・・・療育手帳
- ・精神障がいのある方・・・精神障害者保健福祉手帳
- ・発達障がいのある方・・・医療機関、療育機関等からの証明書
- ・要介護、要支援認定を受けた高齢者の方・・・介護保険被保険者証
- ・難病患者の方・・・特定疾患医療受給者証
- ・妊産婦の方等・・・母子健康手帳
- ・けがをされている方・・・医師の診断書、医師の意見書など

※ 確認書類は、写しでも可能です。

（氏名、住所、等級、分娩予定日等が確認できる部分の写しをとってください。）

※ 代理による申請も可能です。この場合、代理人の身分証明書（運転免許証、保険証等）もご持参ください。

※ 郵送による申請も可能です。この場合、申請書及び確認書類（写し）と返信用切手（140円）を、下記郵送申請先（県福祉保健課）まで郵送してください。



お問合せ先・郵送申請先

鳥取県福祉保健部福祉保健課 総括・人財担当

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-7142 FAX 0857-26-8116

E-mail fukushihoken@pref.tottori.jp

県ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=119758>

鳥取 福祉保健課

検索

クリック

